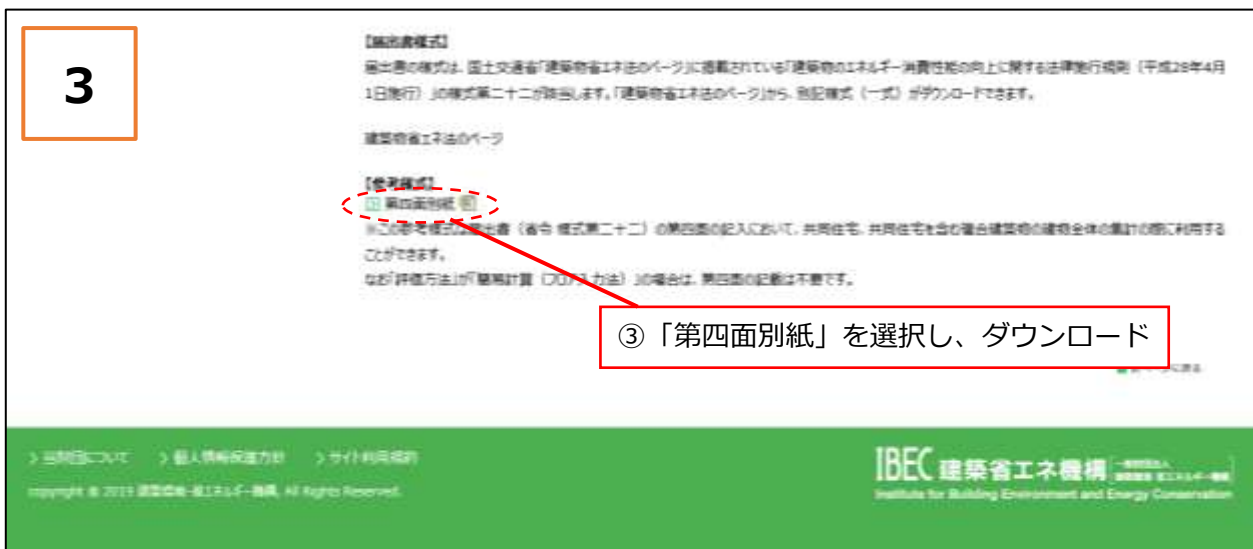


下記HP（IBEC：建築省エネ機構）から、第四面の情報を集約できる参考様式がダウンロードできます。

URL：<http://www.ibec.or.jp/index.html>



## 建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画

## [建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	m <sup>2</sup>
【3. 建築面積】	m <sup>2</sup>
【4. 延べ面積】	m <sup>2</sup>
【5. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 建築物の住戸の数】	建築物全体 戸
【8. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築
【9. 届出に係る計画内容を記入してください】	
【イ. 新築】	全体 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【ロ. 増築】	全体 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> ) 増築部分 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【ハ. 改築】	全体 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> ) 改築部分 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【10. 構造】	造 一部 造
【11. 法附則第3条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input type="checkbox"/> 無
【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (国土交通大臣が定める基準に適合するもの) <input type="checkbox"/> 無
【13. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input type="checkbox"/> 無
【14. 該当する地域の区分】	地域
【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】	
【イ. 非住宅建築物】	
(一次エネルギー消費量に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準	
基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年

BEI ( )

基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ( )

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

外皮平均熱貫流率  $W/(m^2 \cdot K)$  (基準値  $W/(m^2 \cdot K)$ )

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値 )

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

外皮平均熱貫流率  $W/(m^2 \cdot K)$  (基準値  $W/(m^2 \cdot K)$ )

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値 )

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ( )

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

BEI ( )

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率  $W/(m^2 \cdot K)$  (基準値  $W/(m^2 \cdot K)$ )

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値 )

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率  $W/(m^2 \cdot K)$  (基準値  $W/(m^2 \cdot K)$ )

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値 )

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

※集計用別紙の数値を  
ここに入力してください

BEI ( )

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (  第1号  第2号 )

BEI ( )

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

**【二. 複合建築物】**

基準省令第1条第1項第3号イの基準

(非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ( )

基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ( )

国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m<sup>2</sup>・K) (基準値 W/(m<sup>2</sup>・K))

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値 )

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m<sup>2</sup>・K) (基準値 W/(m<sup>2</sup>・K))

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値 )

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (  第1号  第2号 )

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ( )

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (  第1号  第2号 )

BEI ( )

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

基準省令第1条第1項第3号ロの基準

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ( )

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m<sup>2</sup>・K) (基準値 W/(m<sup>2</sup>・K))

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値 )

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m<sup>2</sup>・K) (基準値 W/(m<sup>2</sup>・K))

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値 )

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

【16. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【17. 届出に係る計画内容を記入してください】

【18. 備考】

(第四面)

[住戸に関する事項] **別紙を参照** ← このように記入してください

【1. 住戸の番号】

【2. 住戸の存する階】 階

【3. 専用部分の床面積】  $m^2$

【4. 住戸のエネルギー消費性能】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

外皮平均熱貫流率  $W/(m^2 \cdot K)$  (基準値  $W/(m^2 \cdot K)$ )

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値 )

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

外皮平均熱貫流率  $W/(m^2 \cdot K)$  (基準値  $W/(m^2 \cdot K)$ )

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値 )

**別紙を添えた場合、記入は省略できます**

( )

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ( )

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

BEI ( )

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

- (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」並びに「住棟単位外皮平均熱貫流率」及び「住棟単位冷房期平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)又は同号イ(1)(ii)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
  - (3) 【ハ．共同住宅等】及び【ニ．複合建築物】の（住宅部分）の「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅全体（複合建築物の場合は住宅部分全体）での数値を記載してください。
  - (4) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
  - (5) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ⑨ 第三面は、他の制度の届出書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

#### 5. 第四面関係

- ① 第四面は、共同住宅等又は複合建築物に係る届出を行う場合に、住戸ごとに作成してください。
- ② 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
  - (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)及び(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
  - (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
  - (3) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
  - (4) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ④ 第四面は、他の制度の届出書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

#### 6. 別紙関係

- ① 1欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
- ② 1欄の(1)の1)から3)までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。
- ③ 1欄の(1)の1)から4)までにおける「断熱性能」は、「断熱材の種別及び厚さ」、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。「断熱材の種別及び厚さ」については、当該部位に使用している断熱材の材料名及び厚さを記入してください。
- ④ 1欄の(1)の3)及び4)における(イ)及び(ロ)の「該当箇所の有無」は、該当箇所が

